

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：土庄町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	120.1%
全職員	72.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階別	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長級	95.8%
本庁課長補佐級	94.9%
本庁副主幹級	93.1%
本庁係長級	78.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.3%
31～35年	97.6%
26～30年	86.8%
21～25年	89.2%
16～20年	75.2%
11～15年	67.7%
6～10年	82.5%
1～5年	74.6%

※ 勤続年数は採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は82.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は71.1%となっている。また、「全職員」の男女の給与の差異が大きくなっている要因は、「全職員」に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性は51.4%、女性は69.5%と差があるためである。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日現在
管理的地位にある職員	31.7%

【説明欄】

--

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日現在
課長級	33.3%
課長補佐級	52.6%
副主幹級	41.7%
係長級	90.5%

【説明欄】

--

IV 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日採用
常勤職員	40.0%
会計年度任用職員	72.7%

【説明欄】

--

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75.0%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6月超9月以下	0.0%	40.0%	100%	100%
9月超12月以下	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%
12月超24月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【説明欄】

--

VI 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
常勤職員	13 時間/月

【説明欄】

--

VII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

1. 平均取得日数

区分	令和7年1月1日～12月31日
常勤職員	6.7 日

2. 取得日数が5日未満の職員の割合

区分	令和7年1月1日～12月31日
常勤職員	44.7 %

【説明欄】

・年次休暇の取得日数が5日未満の職員が多い理由としては、夏季休暇や振替休の取得が優先されているためである。